

第75回 きぎょう講習

『外国人採用の はじめの一步！！』

令和2年11月24日

A global harmony株式会社 代表取締役社長 陶 嵐
L T Rコンサルティング パートナース 税理士 加藤 博明

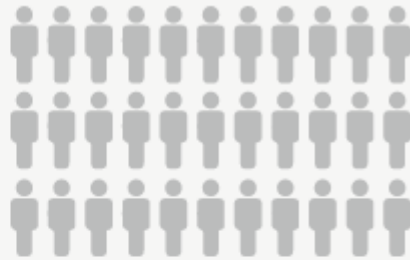


本日はセミナーにご参加いただき
誠にありがとうございます。

本日のセミナーの目的

外国人採用へのハードルを少しでも下げていただき、
御社のさらなる発展に繋げていっていただくこと。

労働需要
7,073万人



労働供給
6,429万人

※失業者61万人を除く

2030年、人手は
644万人不足する

A green silhouette map of Indonesia is centered in the background. A yellow rectangular banner is superimposed over the middle of the map, containing the text '538万人' in red. An inset box in the bottom right corner of the map shows a zoomed-in view of the Indonesian archipelago.

538万人

**10年後の日本は北海道の全人口を雇用したとしても
人材不足問題が完全に解消されない**



教育



通信・
情報サービス



製造業



卸売・小売



医療・福祉



サービス

これだけの人数、
どうやって補いますか？

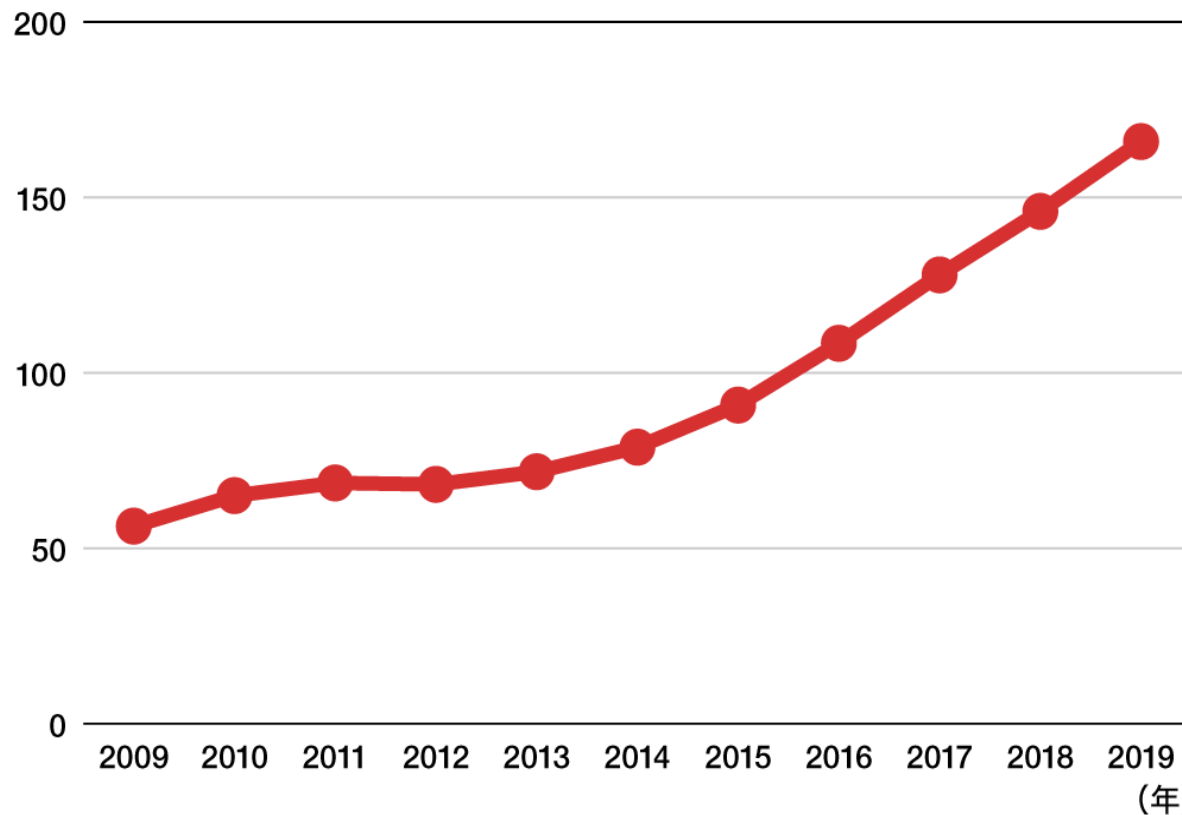




この危機的状況を救う解決策こそ 外国人労働者

日本で働く外国人労働者数の推移

(万人)



厚生労働省調べ

[Home](#) > [Japan Data](#) > 日本の外国人労働者数は165万人：2019年10月時点、中国人とベトナム人でほぼ半数に



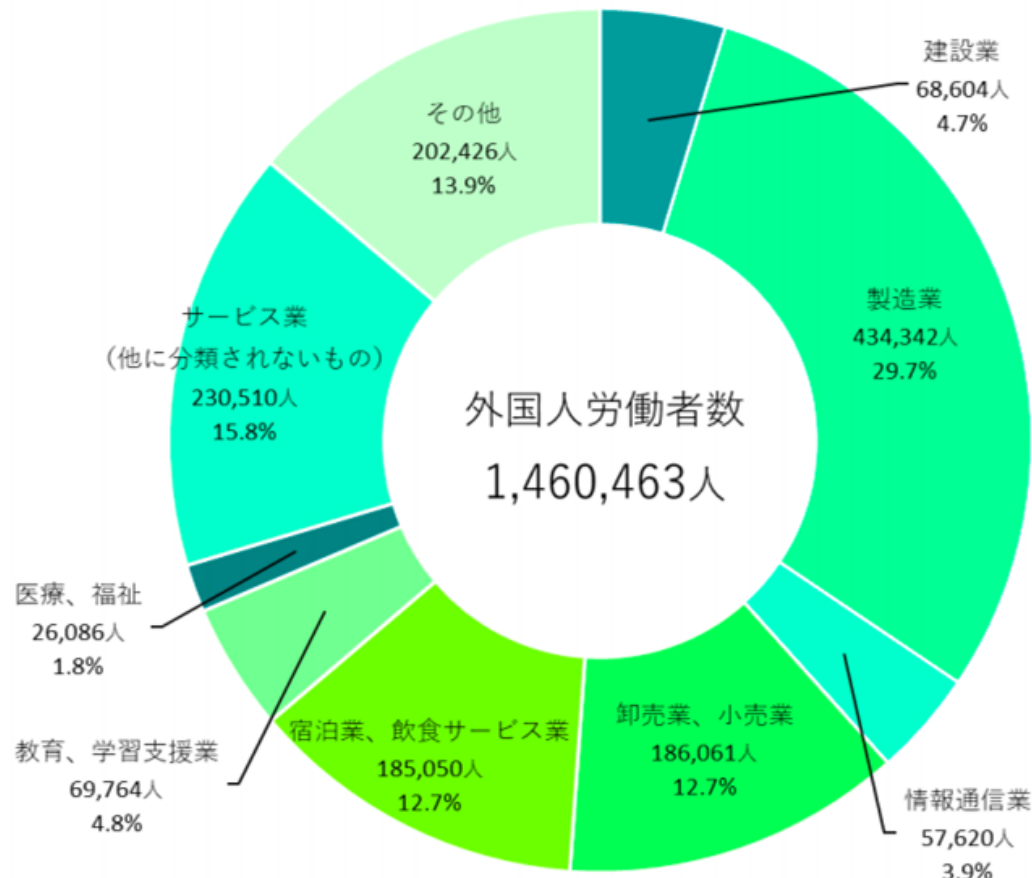
Japan Data >

日本の外国人労働者数は165万人：2019年10月時点、中国人とベトナム人でほぼ半数に

日本の労働者数：5.660万人
外国人労働者数：165万人

100人に3人が外国人労働者！

図8－1 産業別外国人労働者数



厚生労働省調べ

外国人受け入れ拡大へ 改正入管法4月1日施行 5年間で 34.5万人

2019/3/31 20:47

保存 共有 印刷 その他▼

新たな在留資格「特定技能」を新設する改正出入国管理法が4月1日から施行される。人材不足が深刻な14業種を対象に、一定の技能と日本語能力のある外国人に日本での就労を認める。単純労働での外国人材活用に門戸を開く。初年度となる2019年度は最大で4万7550人、5年間で約34万5000人の外国人労働者の受け入れを見込んでいる。

新在留資格「特定技能」は2段階。「相当程度の知識または経験を要する技能」を持つ外国人に与える「1号」は、単純作業など比較的簡単な仕事に就く。最長5年の技能実習を修了するか、技能と日本語能力の試験に合格すれば取得できる。在留期間は通算5年で、家族の帯同は認めない。

【本日のセミナーの内容】

- 外国人採用のメリット
- 外国人採用のデメリット
- 在留資格の確認
- 入社の手続き/流れ
- 外国人採用で成果を出すポイント

陶 嵐（とう らん）

西暦1990年生・中国出身

大阪大学博士前期課程修了

新卒でリシュモンジャパン株式会社に入社、その後、マッチングサービスに従事し、A global harmonyを設立し、現在に至る。

好きな言葉は感謝、風林火山



挨拶動画

外国人のための求人サイト

A global harmony

- ◎ 外国人を専門とした求人サイト。
- ◎ 日本語、英語、中国語、ミャンマー語で表示。
- ◎ アルバイト、派遣社員、正社員の採用が可能。
- ◎ 永住者等の就労に制限が無い外国人、多数登録。

登録ユーザー

12268名

国内在住の外国人が**9割以上**。

日常会話レベルの日本語を話す外国人が**半数以上**です。

※登録数はリアルタイムで表示しています。

[i サービス説明](#)

[□ 求人サイト](#)



JOB FES

外国人就職説明会 in YOKOHAMA



A global harmonyは、行政の協力の元、外国人採用イベント開催・運営を行なっています。JOBFESは、企業と外国人の採用マッチングのみに留まらず、SDGs（持続可能な開発のための2030年までの世界共通目標）に取り組む、社会的意義のある求人イベントです。



外国人合同説明会 JOBFES

横浜の関内活性化の新井さん、外国人の就職説明会開催 ひと輝く

実業 神奈川
2020/2/14 2:00

◎保存 ◎共有 ◎印刷 ◎他

横浜市内で29日、日本で就職を目指す外国人を対象にした大規模な説明会が開かれる。主催するのは横浜・関内エリアの活性化を目指し、地元企業などが設立した一般社団法人、関内活性化会だ。理事長の新井英樹さん（76）は「説明会を関内、横浜のさらなる発展につなげたい」と期待する。

「ジョブフェス」と銘打った説明会は正社員を目指す新卒者から転職組、アルバイトまで幅広い層を想定。個別に企業と面談するだけでなく、求職者同士が交流するスペースを設けたり、住まいの相談に乗ったりと様々な試みを盛り込んだ。「気軽にふらっと立ち寄れるような場にしたい」といい、外国人千人、企業50社の参加を目指す。

人口減社会を迎え、外国人の労働力をどう生かすかは日本全体の課題だ。ただ「横浜はまだ人手不足への危機感が薄い。これから1、2年で深刻な問題になる」とみる。今後も定期的に開催し、定着させたいと考えている。

関内活性化会は19年夏に発足し、同地区に本社を置く貿易商社、新井清太郎商店社長の新井さんが理事長となった。昨年11月には食のイベントを開催して市内外から約5万人を集めるなど、街のにぎわいづくりに貢献を続ける。

この春には市役所が北仲通地区に移転し、関内地区の空洞化が懸念される。ただ新井はしていない。「関内は日本の近代化の出发点。行政や周辺地域とも連携して将来に向けたまちづくりを考えていきたい」と思いを巡らせている。

日本経済新聞（2020.2.14）に
JOB FES（外国人説明会 in YOKOHAMA）
に関する記事が掲載されました。



JOB FES（外国人説明会 in YOKOHAMA）に関する
記事が神奈川新聞（2020.2.5）に掲載されました。



コロンブス（東方通信社）・2019年8月号に
弊社代表・陶嵐の取材記事が掲載されました。

外国人の受入拡大

溶接事業所の取り組み

ア・グローバル・ハーモニー、外国人に特化した人材紹介

外国人と日本企業の橋渡し役

日本経済新聞に掲載された記事の抜粋です。ア・グローバル・ハーモニーは、外国人に特化した人材紹介会社です。溶接事業所の取り組みについて詳しく説明しています。



外国人向けセミナーも積極的に開催

東京・新橋の駅前ビルに本社を構え、中国など海外に支社、大阪や名古屋、神戸などに代理店を持つ「ア・グローバル・ハーモニー」(A・Global Harmony)は、外国人に特化した人材紹介会社として知られています。今年1

社会の関心が高まっている。ア・グローバル・ハーモニーは、外国人に特化した人材紹介会社です。溶接事業所の取り組みについて詳しく説明しています。

求人サイトに2千人が登録

外国人の求職者も増加傾向にある。求人サイトに2千人が登録したと発表された。外国人の求職者も増加傾向にある。求人サイトに2千人が登録したと発表された。

外国人労働者を雇うメリット

- 人手不足の解消
- 優秀な若手人材の確保
- 多種多様な人材で社内活性化
- 多角的な視点からのアイデアの創出
- 人件費の削減
- 日本人従業員のコミュニケーション能力の向上
- 多言語やグローバル化への対応が可能
- 海外進出のきっかけと戦力になる

外国人労働者を雇うメリット①

人手不足の解消

外国人労働者を雇うメリット②

優秀な若手人材の確保

外国人労働者を雇うメリット③

多種多様な人材で社内活性化

外国人労働者を雇うメリット④

多角的な視点から
新しいアイデアが生まれる

外国人労働者を雇うメリット⑤

人件費の削減

外国人労働者を雇うメリット⑥

日本人従業員の コミュニケーション能力向上

外国人労働者を雇うメリット⑦

**多言語やグローバル化への
対応が可能**

外国人労働者を雇うメリット⑧

海外進出のきっかけと
戦力になる

外国人労働者を雇うデメリット

- 就労ビザの手続きが面倒
- 不法就労のリスク
- 日本語レベルの確認が必要
- 言語の壁によるコミュニケーションの問題
- 生活習慣・文化の違いを受け入れる必要がある
- 教育コストがかかる

外国人労働者を雇うデメリット①

在留資格が分からない
採用手続きが面倒

外国人労働者を雇うデメリット②

不法就労のリスク

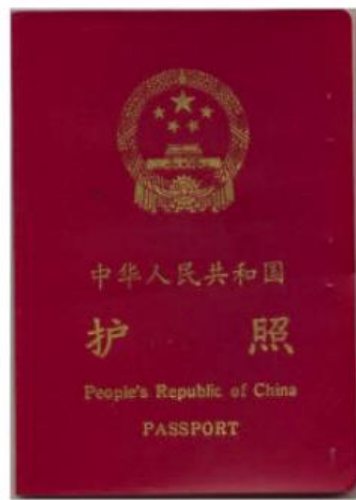
在留カードのチェックのやり方

-偽造かどうかを見極める-



外国（自国）で取得

日本で取得



パスポート

海外にために必要。

外国で発給。



ビザ（査証）

外国の日本大使館または
領事館から発給。



在留カード

日本に滞在するために必要。

日本で発給。

在留資格は赤枠内に記載。



出入国在留管理庁

在留カード等番号失効情報照会

この画面では、失効した在留カード及び特別永住者証明書（以下、在留カード等）の番号を確認するための情報を提供しています。

外国人より提示された在留カード等の券面に記載された在留カード等番号及び在留カード等有効期間を入力してください。

※ 外国人登録証明書番号には対応していません。

※ 在留カード等の交付情報の更新は、土日祝日を除き原則翌日になりますので、当日交付された在留カード等番号には対応していません。

※ 問合せ結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。

実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため、問合せ結果にかかわらず、「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方の偽変造防止対策についてもご確認ください。



(1) 在留カード等番号

(2) 在留カード等有効期 年 月 日

・画像に表示されている文字を入力してください。

KNQOYV

「留学」の在留資格をもって在留し、資格外活動許可を有する外国人

●●●●年●月●日

株式会社●●●● 御中

住 所 ●●県●●市●丁目●番●号

氏 名 ●● ●●

誓 約 書

私は、貴社に対して、下記の事項を固く誓約いたします。

記

- 1 出入国管理及び難民認定法を遵守すること
- 2 貴社における就労に限らず、資格外活動を行うにあたっては、入国管理局から付されている資格外活動許可の条件（1週について28時間以内（留学の在留資格をもって在留する者については、在籍する教育機関が学期で定める長期休業期間にあるときは、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条1項に規定する風俗営業、同条6項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条11項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条9項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもって在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。））を厳守すること
- 3 教育機関を除籍、退学、中退、休学等したときは、貴社に対し、その旨を直ちに通知すること
- 4 貴社における就労以外の全ての資格外活動（就労活動）について、その各就労先（雇用契約に限らず、業務委託契約等を締結している機関を含む。）に係る名称・連絡先、従事している業務内容及び1週の稼働時間合計を、毎週、貴社に報告すること

「家族滞在」又は「特定活動」（継続就職活動又はその家族、就職内定者又はその家族）の在留資格をもって在留し、資格外活動許可を有する外国人

●●●●年●月●日

株式会社●●●● 御中

住 所 ●●県●●市●丁目●番●号

氏 名 ●● ●●

誓 約 書

私は、貴社に対して、下記の事項を固く誓約いたします。

記

- 1 出入国管理及び難民認定法を遵守すること
- 2 貴社における就労に限らず、資格外活動を行うにあたっては、入国管理局から付されている資格外活動許可の条件（1週について28時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条1項に規定する風俗営業、同条6項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条11項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条9項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除く。））を厳守すること
- 3 貴社における就労以外の全ての資格外活動（就労活動）について、その各就労先（雇用契約に限らず、業務委託契約等を締結している機関を含む。）に係る名称・連絡先、従事している業務内容及び1週の稼働時間合計を、毎週、貴社に報告すること
- 4 入国管理局から在留資格の変更許可を受けたとき（在留資格「特定活動」にあつては、法務大臣による活動の指定内容が変更されたときを含む。）は、貴社に対し、当該変更後の在留資格（在留資格「特定活動」にあつては、法務大臣による活動の指定内容を含む。）及び付与された在留期間を、旅券の写し及び在留カードの写しを添付して速やかに通知すること

その他の就労が認められる一般外国人（「永住者」、「定住者」、「永住者の配偶者等」、「日本人の配偶者等」、「技術・人文知識・国際業務」等）

●●●●年●月●日

株式会社●●●● 御中

住 所 ●●県●●市●丁目●番●号

氏 名 ●● ●●

誓 約 書

私は、貴社に対して、下記の事項を固く誓約いたします。

記

- 1 出入国管理及び難民認定法を遵守すること
- 2 入国管理局から在留資格の変更許可を受けたとき（在留資格「特定活動」にあつては、法務大臣による活動の指定内容が変更されたときを含む。）は、貴社に対し、当該変更後の在留資格（在留資格「特定活動」にあつては、法務大臣による活動の指定内容を含む。）及び付与された在留期間を、旅券の写し及び在留カードの写しを添付して速やかに通知すること
- 3 入国管理局から在留期間の更新許可を受けたときは、貴社に対し、その旨及び付与された在留期間を、旅券の写し及び在留カードの写しを添付して速やかに通知すること
- 4 入国管理局から在留資格の取消処分を受けたときは、貴社に対し、その旨を、旅券の写し及び在留資格取消通知書を添付して直ちに通知すること
- 5 入国管理局から収容令書発付処分又は退去強制令書発付処分を受けたときは、貴社に対し、その旨を直ちに通知すること
- 6 上記4及び5の場合ほか、在留資格を喪失したときは、貴社に対し、その旨を、旅券の写しを添付して直ちに通知すること

以 上

外国人労働者を雇うデメリット③

日本語レベルの確認が必要

レベル	認定の目安
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N2	日常な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N3	日常な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N4	基本的な日本語を理解することができる
N5	基本的日本語をある程度理解することができる

外国人労働者を雇うデメリット④

言語の壁による コミュニケーションの問題

外国人労働者を雇うデメリット⑤

**生活習慣・文化の違いを
受け入れる必要がある**

外国人労働者を雇うデメリット⑥

教育コストがかかる

在留資格の確認

在留資格一覧表



法務省
Ministry of Justice

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護（※1）	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※1 平成29年9月1日施行

※2 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。



外国人の在留資格は大きく分けて4種類

在留資格は就労の可否によって大きく4種類に分類されます。

原則就労が認められていない在留資格についても、『資格外活動の許可』を受けた場合は一定の範囲内で短時間の就労が認められています。雇用主は、在留カードの裏面の資格外活動許可の欄を確認する必要があります。

在留カードで就労の可否を確認することが可能



表



裏

就労に制限がない在留資格

「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格です。就労することはもちろんのこと、職種や条件についても制限がなく、単純労働であっても問題なく職に就くことができます。

一定の範囲内での就労が可能な在留資格

「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」「技能実習」「企業内転勤」「技能」「法律・会計業務」「医療」「研究」「報道」「宗教」「芸術」「教授」「投資・経営」「興行」などがいわゆる『就労ビザ』と呼ばれる在留資格。

就労が認められない在留資格

「文化活動」「短期滞在」「留学」「就学」「研修」「家族滞在」の在留資格。就労は原則として認められていないが、「留学」「就学」「家族滞在」については、**資格外活動許可**を得ることによって、一定の条件のもとでアルバイトなどが可能。

許可の内容で就労の可否が決まる在留資格

「特定活動」の在留資格。他のビザのカテゴリに該当はしないが、法務大臣が個々の外国人について特に活動を指定する在留資格が特定活動である。一部条件を満たした場合、就労も認められている。

主な在留資格

- 1、技術・人文・国際業務
- 2、家族滞在
- 3、留学
- 4、特定活動
- 5、本邦大学卒業生（留学生の就職支援に係る特定活動）
- 6、特定技能



技術・人文・国際業務

エンジニア、設計、
マーケティング、商品企画、
語学教師、通訳 等

- ・ 取得が難しくなっている。
- ・ 相応の学歴、経歴、語学力が必要。
- ・ 単純作業は不可。（「通訳」と申請して倉庫業務等）



家族滞在

どのような職種でも
アルバイトOK（ナイトワーク以外）

- ・ 資格外活動の許可申請が必要。
- ・ 1週間で28時間以内
※ 掛け持ちしている場合、合計が28時間以内。

留学

どのような職種でもアルバイトOK
(ナイトワーク以外)

- ・ 資格外活動の許可申請が必要。
- ・ 1週間で28時間以内
 - ※ 長期休業時は1日8時間以内
 - ※ 掛け持ちしている場合、合計が28時間以内。
- ・ 在留期間が残っていても、学校を卒業（退学）している場合は、在留資格失効。
- ・ 要件を満たしていないことを知らずに雇ってしまった場合でも、雇用主が罰せられる場合あり。雇用契約時、誓約書の記入が大事。



(カード表面)



在留資格

在留期間

就労期限

特定活動

特定の活動のみ

認められる在留資格。

就職活動中の外国人や
インターンシップの外国人は
「特定活動」を取得して
在留。

2019年5月、
新しい特定活動が
新設。

1号	家事使用人（外交・公用）	11号	削除	23号	EPAフィリピン看護師家族	35号	外国人造船就労者
2号	家事使用人（家庭事情型）	12号	サマージョブ	24号	EPAフィリピン介護福祉士家族	36号	特定研究等活動
2号の2	家事使用人（入国帯同型）	13号	削除	25号	医療滞在	37号	特定情報処理活動
3号	台湾日本関係協会職員及びその家族	14号	削除	26号	医療滞在同伴者	38号	特定研究等活動等家族滞在活動
4号	駐日パレスチナ総代表部職員及びその家族	15号	国際文化交流	27号	EPAベトナム看護師候補者	39号	特定研究等活動等の親
5号	ワーキングホリデー（台湾以外）	16号	EPAインドネシア看護師候補者	28号	EPAベトナム就労介護福祉士候補者	40号	観光、保養等を目的とする長期滞在者（ロングステイ）
5号の2	ワーキングホリデー（台湾）	17号	EPAインドネシア介護福祉士候補者	29号	EPAベトナム就学介護福祉士候補者	41号	観光等目的長期滞在者に同行する配偶者（ロングステイ同行配偶者）
6号	アマチュアスポーツ選手	18号	EPAインドネシア看護師家族	30号	EPAベトナム看護師家族	42号	製造業外国従業員
7号	アマチュアスポーツ選手の家族	19号	EPAインドネシア介護福祉士家族	31号	EPAベトナム介護福祉士家族	43号	日系4世
8号	国際仲裁代理	20号	EPAフィリピン看護師候補者	32号	外国人建設就労者	44号	製造業外国従業員
9号	インターンシップ（就労）	21号	EPAフィリピン就労介護福祉士候補者	33号	高度専門職外国人の就労する配偶者	46号	本邦大学卒業生
10号	英国人ボランティア	22号	EPAフィリピン就学介護福祉士候補者	34号	高度専門職外国人又はその配偶者の親	47号	本邦大学卒業生の配偶者や子

本邦大学卒業者（留学生の就職支援に係る特定活動）



大卒以上の留学生の日本での就職率が30%程度に留まっている一方、
日本で就職したいと思っている留学生は65%近く → 2019年5月、入管法改正。

取得条件

- ・ 日本の4年制大学卒業or大学院の修了
- ・ 日本語能力試験N1 or BJTビジネス日本語能力テストで480点以上の日本語能力。
（「日本語」を専攻して卒業・修了した人は免除）
- ・ 「翻訳・通訳」の要素のある業務を一部行うこと。
または今後その見込みがあること。
- ・ 大学で学習した内容が必要な業務を一部行うこと。
- ・ フルタイムの正社員または契約社員。
- ・ 日本人と同等の報酬を受けること。
- ・ 留学生時代の素行が不良でないこと。

可能な活動（仕事内容）

- ・ 飲食店での日本人に対する接客
※ 厨房での皿洗いや清掃のみは不可。
- ・ 工場のラインに入っての業務
※ ラインで指示された作業のみは不可。
- ・ 小売店での日本人に対する接客販売業務
※ 商品の陳列や店舗の清掃のみは不可。
- ・ ホテルや旅館での日本人に対する接客
※ 客室の清掃のみは不可。
- ・ タクシー会社での通常のタクシードライバーとして乗務
※ 車両の整備や清掃のみは不可。
- ・ 介護施設での介護業務
※ 施設内の清掃や衣服の洗濯のみは不可。

朝日新聞デジタル > 記事

外国人労働者に新たな在留資格 単純労働対象に大転換

有料会員記事

浦野直樹 2018年10月12日 5時30分



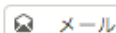
シェア



ツイート



ブックマーク



メール

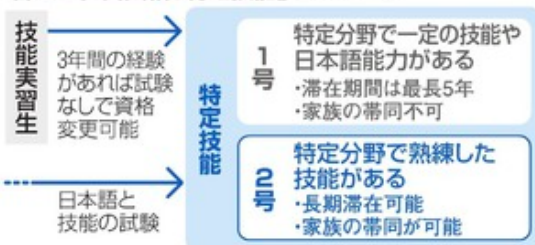


印刷

[list](#)

10

新たな在留資格「特定技能」のイメージ



新たな在留資格「特定技能」のイメージ



外国人労働者の受け入れ拡大に向けて、政府が来年4月の導入を目指している新たな制度の骨子が明らかになった。一定の技能水準と日本語能力を身につけた外国人を対象に、在留資格「特定技能」を新設し、熟練具合に応じて「1号」と「2号」に分ける内容で、より熟練した「2号」は家族帯同や長期滞在が認められるようになる。


[会見・報道・お知らせ](#)
[法務省の概要](#)
[試験・資格・採用](#)
[政策・審議会等](#)
[申請・手続・相談窓口](#)
[白書・統計・資料](#)

[トップページ](#) >
 [法務省の概要](#) >
 [組織案内](#) >
 [外局](#) >
 [出入国在留管理庁](#) >
 新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組(在留資格「特定技能」の創設等)(Efforts for Acceptance of Foreign Nationals and Harmonious Coexistence)

新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組(在留資格「特定技能」の創設等)(Efforts for Acceptance of Foreign Nationals and Harmonious Coexistence)

平成30年12月8日,第197回国会(臨時会)において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し,同月14日に公布されました(平成30年法律第102号)。この改正法は,在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設,出入国在留管理庁の設置等を内容とするものです。

○ [マッチングイベント等の実施による特定技能制度の活用促進について](#)

○ 制度説明資料「[新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組](#)」[PDF]
 for English「[Efforts for Acceptance of Foreign Nationals and Harmonious Coexistence](#)」[PDF]

○ 広報用映像「[外国人の受入れ及び共生に関する取組](#)」(YouTube法務省チャンネル)[URL]



本動画では,新たな在留資格「特定技能」について分かりやすく説明するとともに,出入国在留管理庁の新たな取組である外国人の受入れ環境整備について紹介しています。

(←clickすると動画を視聴できます。)

○ [国内試験の受験を希望する皆様へ\(令和2年4月1日から受験資格が拡大されています。\)](#)

○ [新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴う取扱い](#)

特定技能と技能実習の違い
は大きく 5 つ

技能実習と特定技能の定義

技能実習

発展途上国の若く意欲的な方たちが、日本で技能を学び母国に帰国して、経済発展に寄与してもらうといったもの

特定技能

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくもの

特定技能と技能実習の違い

- 1.対応職種
- 2.資格取得の条件
- 3.在留期間
- 4.賃金の水準
- 5.転職可否

1.対応職種

特定技能

特定の業種のみ就労可能の
在留資格。（同分野なら転職可能）

- ・試験を受けて合格する必要あり。
- ※ 設問はひらがな（N4程度の日本語力が必要）

技能実習生との違い

	技能実習	特定技能
目的	国際貢献 （日本の技術を提供）	労働力確保 （深刻な人手不足の対策）
雇用手続	認定の機関を通す必要あり	支援計画、支援業務が必要。 自社のみでも完結可能。

	1号	2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能	熟練した技能 （専門的な能力が必要）
期間制限	5年	制限なし
家族の帯同	なし	あり
業種	①建設業 ②造船・船用工業 ③自動車整備業 ④航空業 ⑤宿泊業 ⑥介護 ⑦ビルクリーニング ⑧農業 ⑨漁業 ⑩飲食料品製造業 ⑪外食業 ⑫素形材産業 ⑬産業機械製造業 ⑭電気電子情報関連産業	①建設業 ②造船・船用工業
転職	可能	
派遣勤務	⑧農業、⑨漁業は可能	

技能実習

(現在82職種148作業での受け入れが可能)

農業関係 (2職種6作業)

漁業関係 (2職種10作業)

建設関係 (22職種33作業)

食品製造関係 (11職種16作業)

繊維・衣服関係 (13職種22作業)

機械・金属関係 (15職種29作業)

その他 (16職種29作業)

社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

最大の特徴

外食 : 特定技能のみ
繊維・衣服 : 技能実習のみ

2.資格取得の条件

技能実習

※ビザ取得の際は日本語力や職業の
技能が無くても入国することができる

特定技能

- ①日本語試験に合格。N4レベルぐらい
- ②それぞれの分野に課せられる
技能試験に合格

**日本で3年間の技能実習を終えた人は
これらの試験が免除となり、無試験で
特定技能ビザに移行することができる**

3.在留期間

技能実習の在留期間

3年間

**優良認定を受けることで
最大5年間**

特定技能の在留期間

5 年間

**建設と造船はさらに
無期限で認められる可能性もある**

技能実習 3 ～ 5 年間

特定技能 5 年

**合わせて 8 ～ 10 年、
雇うことが可能**

4.賃金の水準

**技能実習
＝勉強**

**特定技能
＝労働**

技能実習

最低賃金



勉強



特定技能

日本人と同等以上の給料



労働



5. 轉職可否

技能実習生
→ 転職できない

**※賃金不払いなどの実習継続が
困難な場合のみ、別の企業に移行**

**特定技能
→転職OK**

**何処かの会社で働くためにビザを
取得しても他により良い条件の会
社があれば転職可能**

**特定技能と技能実習
どちらがいいのか？**

技能実習生 失踪者の推移

外国人労働者総数 → 165万8,804人

2019年の推計値



入社の流れ・手続き

1.面接

- ・在留カードを確認。
- ・資格外活動許可はパスポートか在留カード裏面をチェック。
- ・留学生の場合は学生証と在籍状況を確認。

※ 国籍や肌の色を理由とした不採用はNGです。（言語能力を基準とした合否判定は可）

2.入社手続き

- ・雇用契約、労働条件通知
- ・労働時間や在留資格の報告に関する誓約書（推奨）
- ・在留カード、パスポート、資格外活動許可、留学生の場合は学生証と在籍状況を確認。
- ・ハローワークに届出。

下記の情報を、在留カードまたはパスポートにて確認：

本名（通称不可）、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍、
資格外活動許可の有無

3.離職時の手続き

- ・ハローワークに届出。

※ 日本人に適用される法律は、原則、外国人にも適用されます。労働基準法や最低賃金法、労災保険の適用、健康保険への加入など、日本人と同様に外国人社員にも適用されます。



パスポートの
資格外活動許可証印

1. 取得できる在留資格の確認

- ・自社のスタッフがどのような在留資格を取得できるか確認。（技術・人文・国際業務、特定活動 等）
- ・取得できる在留資格に応じた募集条件を決定。

2. 面接

- ・在留カードを確認。

※ 国籍や肌の色を理由とした不採用はNGです。（言語能力を基準とした合否判定は可）

3. 入社手続き

- ・雇用契約、労働条件通知
- ・在留カード、パスポートを確認。
- ・在留資格の報告に関する誓約書（推奨）

4. 在留資格の取得（就労ビザ申請）

- 入国管理局に申請。本人による申請が原則ですが、行政書士が代理で手続きをする場合があります。（費用は企業負担の場合もあれば、本人負担の場合もあります。）
- ・海外の外国人を採用する場合には「在留資格認定証明書」の取得が必要。
 - ・日本ですでに働いている外国人を採用する場合には「就労資格証明書交付申請」が必要。

5. 勤務開始

- ハローワークに届出。下記の情報を、在留カードまたはパスポートにて確認：
- 本名（通称不可）、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍、資格外活動許可の有無
- ※ 雇用保険加入時は届出を兼ねることができます

5. 離職時の手続き

- ・ハローワークに届出。

※ 日本人に適用される法律は、原則、外国人にも適用されます。労働基準法や最低賃金法、労災保険の適用、健康保険への加入など、日本人と同様に外国人社員にも適用されます。

労働条件通知書

誓約書

外国人採用 - 面接時 チェックリスト

20

アルバイト / 正社員 共通

在留カード/パスポート	
在留資格	
在留期間	年 月 日 まで
生年月日	年 月 日 (男 / 女)
国籍	
資格外活動許可 (アルバイトの場合)	有 / 無
補足情報	
卒業予定 (留学生の場合)	年 月 日
ビザ申請のための学歴/職歴/日本語 (正社員の場合)	ふさわしい / ほぼ問題なし / やや困難 / 見込みなし
日本語レベル	
資格 (N1,N2 等)	
実際のレベル	支障なし / 簡単な言葉なら会話可能 / 簡単な単語のみ理解 / 不可

外国人採用 - 入社時 チェックリスト

21

アルバイト / 正社員 共通

確認	確認項目
☐	1.雇用契約・労働条件通知（理解を確認）
☐	2.在留カード、パスポート確認（加えて、留学生の場合は学生証）
☐	3.誓約書(在留資格の報告、労働時間の報告 等)
☐	4.ビザ更新（正社員の場合）
☐	5.ハローワークへ外国人雇用状況の届出（雇用保険加入時は不要）

例えば ・ ・ ・

建設業

製造業

サービス業（福祉 ・ 介護 ・ 販売）

外国人採用で成果を出すポイント

外国人採用で成果を出すためのポイント



採用したい人がどんな人かを定める

ターゲット（募集する人物像：日本語レベル/使用言語/在留資格/スキル等）

を明確にして、適したアピールを行いましょう。

※ 求人広告では、国籍や人種を限定することはNGです。（x 中国人→○中国語が話せる人）



求める日本語レベルの設定は慎重に

募集にあたっては、賃金や待遇等の情報に加え、日本語レベルの条件設定が重要です。

日本語レベルの基準が低いほど、集まりやすくなります。実際の業務にどの程度の日本語能力が必要かを再考しましょう。



ビザサポート

日本で長く働きたい外国人が多いので、ビザサポートを行うと、応募が集まりやすくなります。

自社に就職した場合、どの在留資格が取得できるかは適切に把握しておきましょう。

学校の卒業シーズンには、ビザサポートがある求人に応募が殺到します。（面接は慎重に！）



仕事内容、賃金、待遇、日本語レベル等だけじゃない

「自分にできるかな？」と不安を抱き、応募をためらう求職者も多いです。

「初めてでも安心」「外国人の社員がいる」等、安心できるためのコンテンツがあれば、どんどん発信しましょう。

外国人採用で成果を出すためのポイント



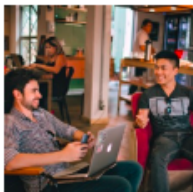
母国語での求人が集まりやすい

ターゲットの母国語で求人掲載してみましょう。日本語がスムーズに読める外国人でも、やっぱり母国語のページを好みます。優先順位は、母国語、英語、日本語です。日本語のページでも、簡単な言葉を用い、簡潔な文章で作成しましょう。



スピードが重要

応募があった場合、レスポンスを早くすることが大事です。複数の面接を受けて良いところを検討するといったことをする外国人はあまり多くありません。早く決まったところで仕事をスタートする傾向が強いです。



簡単な言葉で話そう

日本語がまだ得意でない外国人スタッフには、ゆっくり丁寧に、自分でわかる範囲の英単語を交えながら話しましょう。同時に「わからないことは必ず確認してほしい」「わからないまま、OKと云ってはダメだよ」ということをしっかり伝えましょう。



一括りにしない

「外国人」と一括りにせず、ひとりひとりと向き合って接しましょう。得意なこと、苦手なこと、好きなこと、嫌いなこと、一人一人に個性があります。

外国人採用で成果を出すポイント①

どんな人を採用したいか決める

募集する人物像、ターゲットの日本語レベル・使用言語・在留資格・スキル等を明確にして、適したアピールを行いましょう。

※求人広告では、国籍や人種を限定することはNGです
(× 中国人→○中国語が話せる人)



外国人採用で成果を出すポイント②

求める日本語レベルの 設定は慎重に

募集にあたっては、賃金や待遇等の情報に加え、日本語レベルの条件設定が重要です。日本語レベルの基準が低いほど、集まり安くなります。実際の業務にどの程度の日本語能力が必要かを再考しましょう。

外国人採用で成果を出すポイント③

ビザサポート

日本で長く働きたい外国人が多いので、ビザサポートを行うと、応募が集まりやすくなります。学校の卒業シーズンには、ビザサポートがある求人に応募が殺到します。

（面接は慎重に！）

外国人採用で成果を出すポイント④

安心感を与える

「自分にできるかな？」と不安を抱き、応募をためらう求職者も多いです。「初めてでも安心」「外国人の社員がいる」等、安心できるためのコンテンツがあれば、どんどん発信しましょう。

外国人採用で成果を出すポイント⑤

母国語での求人が集まりやすい

ターゲットの母国語で求人を掲載してみましょう。日本語がスムーズに読める外国人でも、やっぱり母国語のページを好みます。優先順位は、母国語、英語、日本語です。日本語のページでも、簡単な言葉を用い、簡潔な文章で作成しましょう。

外国人採用で成果を出すポイント⑥

スピードが命

応募があった場合、レスポンスを早くすることが大事です。複数の面接を受けて良いところを検討するといったことをする外国人はあまり多くありません。早く決まったところで仕事をスタートする傾向が強いです。

外国人採用で成果を出すポイント⑦

簡単な言葉で話す

日本語がまだ得意でない外国人スタッフには、ゆっくり丁寧に、自分でわかる範囲の英単語を交えながら話しましょう。同時に「わからないことは必ず確認してほしい」「わからないまま、OKと言ってはダメだよ」ということをしっかり伝えましょう。

外国人採用で成果を出すポイント⑧

一括りにしない

「外国人」と一括りにせず、ひとりひとりと向き合って接しましょう。得意なこと、苦手なこと、好きなこと、嫌いなこと、一人一人に個性があります。

外国人との共生コラボ



食

- 宗教上の問題等から食に関する情報を発信し、安心して食事ができる環境を提供する。

商店会等



- ・外国語対応メニューの作成
- ・通訳機等の導入
- ・ハーラル対応メニュー
(ハーラルの認定機関取得)
- ・ベジタリアン対応
- ・決済方法の多様化の推進



単純に外国語にするだけでなく、生産者や詳細な食材の説明等も付記して食の安全を！！
日本人にも喜ばれる

住

- 外国人労働者への住宅提供の偏見をなくす。

➡ 短期的な滞在=ただの寝床の提供 × ➡日本人と同様又は宗教・文化も考慮した住環境の提供

(玄関で靴を脱がない、ちょっとした礼拝スペースの

確保等々)

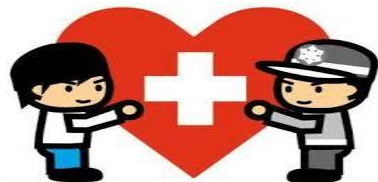
- ・ 古民家の活用 (日本独自の住環境を好む)



住まいの提供だけでなく
コミュニティへの積極的な参加
を！！

医

- 緊急時の対応（翻訳者等の協力、z o o m等の利用による通訳）
- 日常の健康管理（地域医療マップ（外国語対応）の作成等）サポート
- 医療のみならず、学校や地域コミュニティ等の紹介体制
（就業者のみならず、将来的には家族等へのサポート体制の検討）



戸塚地域での外国人との共生（医・食・住）

- 2021年の東京オリンピックの開催にともなうインバウンドの増加や中小企業における人材難からの外国人雇用の増加に伴い、戸塚地域（戸塚区、泉区、栄区）においても、外国人の居住者やインバウンドの増加は避けられない。

外国人の増加に伴う諸問題（治安の悪化の心配、地域への影響等）を個人や雇用者を受け入れた1企業だけの問題とはせず、地域（コミュニティ）の課題として検討していく。

まずは、機能的に行動できるよう、LTRで行っているコラボ企画（オーケストライフ、工業会と社会福祉協議会との橋渡し等）のような手法で行っていく。

外国人の自己紹介動画

会社紹介

ホームページ

案内資料

実績・データ